

国立大学法人小樽商科大学感謝状の贈呈の事由に関する申合せ

平成25年11月27日制定

国立大学法人小樽商科大学感謝状の贈呈に関する規程（以下「規程」という。）第5条の定めにより、規程第2条に定める感謝状贈呈の事由に関し、必要な事項を以下に定める。

第1条 規程第2条第1号において、教育的援助を与えたものとは、個人においては20万円以上100万円未満、法人においては20万円以上300万円未満の寄附行為をしたものとする。

第2条 規程第2条第2号において、教育研究の進展に貢献したものとは、学長が候補者を選考し、理事と協議の上で決定する。

第3条 規程第2条第3号において、本学の学生及び関係者に関わる事故等において、救助活動、人道的支援等により多大な貢献又は協力があつたものとは、学長が候補者を選考し、理事との協議の上で感謝状の贈呈について決定する。

第4条 規程第2条第4号において、その他前号に掲げるものに準ずると認められるものとは、学長が候補者を選考し、理事と協議の上で感謝状の贈呈について決定する。

附 則

この申合せは、平成25年11月27日から施行する。